資格確認書の臓器提供意思表示欄について

臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律の施行により、移植医療に対する理解を深めていただくことができるよう、健康保険被保険者証・資格確認書の裏面およびマイナンバーカードの表面には臓器提供に関する意思表示欄が設けられております。

臓器提供の意思表示にご協力ください。

臓器提供の意思表示について

意思表示欄に臓器提供に関する意思を記入することは任意です。必ずしも記入していただく必要はございません。また、記入の有無により、受けられる医療の内容に違いが生じることはありません。

意思表示は、15 歳以上が有効ですが、「提供したくない」という意思は、15 歳未満でも有効です。

臓器提供に関しての詳しい内容につきましては、下記 HP をご欄ください。

公益社団法人日本臓器移植ネットワーク

http://www.jotnw.or.jp/